



中小企業者のための鹿児島県の融資制度

事業承継対策資金



○ どんな資金？

事業承継に取り組む中小企業者を応援する資金です。
親族内承継から第三者承継、M&Aまで、事業承継に関する様々な資金に対応しています。

○ 融資対象者

- 1 現経営者から事業を承継するもの（事業承継後5年以内の者を含む）
- 2 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするもの
- 3 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするもの

○ 鹿児島県SDG s 登録制度の登録を受けている場合は保証料が割安に!!

年0%～年1.16%（通常よりも0.1%引き下げ）
※適用を受けるには「鹿児島県SDG s 登録制度の登録証の写し」が必要です。

○ 融資条件

融資限度額	運転資金・設備資金 3,000万円
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.7% / 1年超3年以内 年1.9% / 3年超5年以内 年2.0% 5年超7年以内 年2.2% / 7年超10年以内 年2.3%
信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。 ※2</small>	年0%～年1.26% (・鹿児島県SDG s 登録制度の登録を受けている場合) 年0%～年1.16%
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）
償還方法	毎月均等分割
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／事業承継対策資金融資対象要件該当届出書／事業承継支援証明書（融資対象者3の場合のみ）／鹿児島県SDG s 登録制度の登録を受けている場合は登録証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※1 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※2 取扱期限は令和6年3月31日までです。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

